

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■実学教育の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校だけでの実学教育には限界があるので、産業界や大学との連携が必要と思う。県内には連携企業が少ない現状があるが、高等専門学校や大学といった高等教育機関との連携を考えてもよいのではないか。各種コンテストへの出場、資格試験に取り組むと同時に大学や高専への進学指導も必要と考える。</li> <li>・奈良県の産業との関連で、吉野にはフォレスターアカデミーがあり、非常によい。県の産業振興にもつながり、昨今のカーボンニュートラルの推進にもつながる。このように様々なところと連携しながら是非推進して欲しい。</li> <li>・専攻科をつくるというのは、その先を見せるということが非常によいと考える。就職先や奨学金制度等、いかに魅力的に見せるかということが専攻科の成功する秘訣である考える。</li> <li>・「社会に役立つ実学教育の推進」部分を進めることで、高校の魅力化の課題が解決するという構造を含め、施策を横断的に推進していただきたい。</li> </ul>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○実学教育の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業だけでなく、高等教育機関と連携を進めることは、キャリア教育としても重要な視点であると考える。そのため、令和3年度では、大学と連携し、大学教員や大学生を高校に招き、ワークショップを実施する予定であったが、コロナ禍のため中止となった（吉野高校）。また、教員対象ではあるが、大学の教員による講演会を実施し、実学教育の進め方について、研修会を開催した（王寺工業高校）。今後は、生徒対象のものも実施したいと考えている。</li> <li>・実学教育の推進にあたっては教育委員会としても新たに高校の専攻科に取り組んでいる。フォレスターアカデミーと場所を同じくする奈良南高校には、建築と土木の専攻科を置いた。また、宇陀高校には介護福祉等に関する専攻科を置いている。これら学と職を密接に接続したような教育機関を新たに設置したところである。現状としては、生徒の募集について課題があり、今後、広報に努めていきたいと考えている。</li> </ul>
--	--

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (1) 地域との連携・協働推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状	
			(R2)	(R3)
①	地域学校協働活動の充実	定性的目標	地域学校協働本部整備率 67.7%	68.6%
			②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進
<p>地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は68.6%であり、令和2年度から0.9ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。</p> <p>県立学校のコミュニティ・スクールの導入率は33.3%であり、令和2年度から10.6ポイント上昇した。なお、県内全公立学校の導入率は35.0%となっており、全国平均とほぼ同じ数値となっている。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたが、令和4年度末までに全ての県立学校において設置することを目指し、更なる積極的な支援を行う必要がある。</p>				
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
①	市町村担当者会議や訪問等において、地域学校協働活動推進員等の重要性を周知するとともに、推進員等の理解や資質向上を目的とした連絡会の開催により、地域学校協働活動の一層の充実を図る。	地域学校協働本部整備率の増加（前年度比）	68.6%	
			②	県立学校に学校運営協議会を設置する。
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、年2回の開催を予定していた地域学校協働活動推進員等連絡会が1回のみ開催となった。しかし、参加者にとっては、学校と地域の「協働」に対する理解を深め、情報交換によって新たな視点を得る機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要であることを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。</p> <p>各県立学校への訪問を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、設置準備に遅れが生じた。令和4年度末までに全ての県立学校において設置できるよう、一層の連携を図りながら準備を進めていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意</p> <p>価 見</p>	<p>■魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について（再掲）                  高等学校の魅力化と関わり、学校運営協議会やコンソーシアム等による、地域協働を通じた取組改善の状況について教えていただきたい。</p>
<p>県教委の 考え方</p>	<p>○魅力と活力あるこれからの高校づくりに関わる地域との協働について（再掲）                  令和4年度から、各高校のスクールポリシー等は、よりよい学校づくりを目指して、学校運営協議会やコンソーシアム等において協議し、多様な意見を踏まえ、決定するようにしている。                  学校運営協議会においては、学校と地域の連携・協働について生徒が積極的に参加することや、学校が地域の教育資源をどのように活用するか、学校の特色をどのようにアピールするかなど、様々な議論が進められている。その結果、多くの高等学校においては授業の一環として、教育課程に位置付けた地域との協働活動の計画・実施が増加しており、協働相手も学校・学科・コースに応じて、高等教育機関、小・中学校、企業、福祉施設、行政機関など多岐にわたっている。                  今後も、生徒たちが積極的に地域で学ぶ場面がさらに増加することで、県立学校の特色づくりにつながることを期待している。</p>

## 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

## (2)地域社会に貢献する人材の育成

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	「郷土学習の手引」の活用	活用件数の増加	-	追加事例の作成・周知
	②	郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良TIME」の充実	各校の実践事例をまとめた冊子の作成	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布	「奈良TIME指導事例集」の追加事例の配布
	③	主権者教育の推進	地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用	-	選挙管理委員会等との連携
現状と課題	<p>「全国学力・学習状況調査」によると、今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりの希薄化が進んでいる。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。</p> <p>県内の義務教育諸学校に対しては、県内各地域の自然や歴史文化資源などを生かした学習が進められるよう、「郷土学習の手引」の追加事例を作成・周知した。高等学校に対しては、各校で進められている「奈良TIME」の実践をまとめた冊子の追加事例を配布した。</p> <p>また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、選挙管理委員会等の外部機関と連携を図り、主権者教育を推進した。</p>				
令和3年度 の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現 目標のNo. と対応	①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	活用件数の増加	追加事例の作成・周知	
	②	「奈良TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布	追加事例集を全県立高等学校に配布	
	③	令和4年度からの科目「公共」の実施に向けて、教員向けの研修講座を開催する。	年2回の講座の開催	年2回の講座の開催	
成果と今後の展開	<p>「郷土学習の手引」の事例を増やした。また、県教育委員会Webサイトに掲載し、県内全小・中学校で活用できるようにした。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。</p> <p>「奈良TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和4年度より、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を教科等研究会とともに検討し、生徒の「奈良TIME」の取組の一層の充実を図る。</p> <p>令和4年度から新科目「公共」の授業が始まるにあたり、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。令和4年度から、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やICT機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、主権者教育の更なる充実を図る。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■郷土学習について          ・教材開発のほか、外部講師の招聘の状況はどうか。          ・奈良商工会議所の「奈良まほろばソムリエ検定」なども大変有意義であり、連携について検討していただきたい。</p> <p>■主権者教育について          成年年齢の引き下げに関連して、消費者教育に注力するとともに、消費者庁との連携を進めていただきたい。</p>
--------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○郷土学習について          県立高校では、平成25年度から入学する全ての生徒を対象に、郷土奈良の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良TIME」を、総合的な探究の時間などで35時間を基準として実施しており、その際、外部講師による講義やサポートを受けながら学んでいる。各学校の取組を今後も共有し、よりよい郷土学習につなげたいと考える。          小・中学校、義務教育学校については「郷土学習の手引」を作成し、各市町村教育委員会へ冊子の配布とWebページでの掲載を行っている。</p> <p>○主権者教育について          平成30年度から知事部局の消費・生活安全課と連携して、消費者庁等が推進する「社会への扉」を活用した授業を、各校において実施している。消費者庁がWebページに掲載しているQ&amp;Aを引用し、チラシの配布を行った。</p>
---------------------	--

## (3) グローバル人材の育成

実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進	定性的目標	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施(R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施
	②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供	定性的目標	海外留学フェアを開催(R1)	海外留学フェアを開催
	③	県立国際中学校の設置	令和5年度開校	-	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施
現状と課題	<p>グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められている。</p> <p>そのため、外国語で積極的にコミュニケーションを図るための資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。</p> <p>また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中高生14名が参加した。</p> <p>なお、令和5年度に開校する県立国際中学校について、国際バカロレア認定を目指し、教育内容等の検討を進めている。</p>				
令和3年度 の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
No.は実現 目標のNo. と対応	①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。	英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 100% 高等学校 75%	中学校	55.8%
	① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。	セミナー参加者の満足度 90%以上	高等学校	57.0%
	③	県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、教育内容等を検討する。	開校準備委員会の実施		100%
成果と今後の展開	<p>令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、授業中の言語活動が制限されたため、生徒による言語活動の時間の割合が減少した。制限は緩和されつつあるので、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準まで言語活動の割合が回復するよう、取組を進めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒の数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。</p> <p>県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、学校説明会を開催し、これまでに検討した教育内容を広く公表するなど、生徒募集に関する取組を進めていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■グローバル人材の育成          グローバル人材の育成を行うためにはよい指導者の確保・育成が第一であると考えているが、よいALTの確保とともに、民間業者との連携やオンラインを活用した教育も有用と考える。</p> <p>■英語指導力向上研修と目標値の関係          取組内容「英語指導力向上研修の実施」にかかるR3目標値とR3現状値の間かなりの乖離が見出される点について、R3目標・目標値の設定の理由と、これを達成できなかった理由はどうか。</p>
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○グローバル人材の育成          現在、県域で取り入れている生徒に対する民間業者との連携やオンラインの活用例はないが、英語指導に関する指導者育成において、教員研修に実績ある民間企業に委託し、グローバル社会で求められる英語コミュニケーション能力を育成する英語授業充実のための研修を実施している。また、グローバル人材の育成につながる取組として、海外の大学等高等教育機関への進学という進路選択を生徒に情報提供するため留学キャラバン隊事業を民間団体に委託し実施している。</p> <p>○英語指導力向上研修と目標値の関係          目標値（授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合が50%以上と答えた英語科担当教員の割合）については、H29年度の時点での達成値（中：52.3%、高：57.0%）を基にR3年度までの目標値を定めている。新型コロナウイルス感染症の影響により、授業中の言語活動が制限されたため、目標値と達成値の乖離につながっていると考える。制限は緩和されつつあるので、改善に向けた取組を進めていく。</p>
--	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(4) 社会教育の推進					
実現目標	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施	受講修了者数の増加	13人	15人
現状と課題	<p>社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。</p> <p>令和3年度は全3回実施し、令和2年度より2名多い15名の参加があった。その中には、過去の受講生5名の参加もあり、社会教育関係者のつながりをより広げることができた。</p> <p>今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。</p>				
令和3年度の取組 Noは実現目標のNoと対応	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。	受講修了証発行数の増加(前年度比)	15人	
成果と今後の展開	<p>社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%で、ICTを活用した研修を実施したことにより、オンデマンドの手法を取り入れて研修を行う市町村もあった。今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評価意見	<p>■市町村の社会教育関係者によるネットワークのゴールイメージ</p> <p>地域学校協働活動に向けた、市町村の社会教育関係者によるネットワーク構築の着想は重要と共感する。今次大綱の期間終了時、県教育委員会の条件整備として「ネットワーク構築」の具体をどのようにイメージしているのか。</p>
------	--

県教委の考え方	<p>○市町村の社会教育関係者によるネットワークのゴールイメージ</p> <p>社会環境が激しく変化する中、今後の社会教育には、「地域コミュニティの維持・活性化への貢献」「誰一人取り残さない社会の実現のための社会的包摂への寄与」「社会の変化に対応した学習機会の提供」など幅広い役割が期待されている。その役割を果たすため、研修講座等を通して、各市町村の社会教育担当者の資質向上とネットワークの構築を図っている。</p> <p>今後、市町村の社会教育関係者を中心として、地域学校協働活動を活性化させるなど、多くの幅広い層の地域住民や団体等の参画を促し、緩やかなネットワークを形成しながら、子どもたちの成長を地域全体で支える仕組みにつなげたいと考えている。</p>
---------	---

## (1) 学校教育における人権教育の推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	
			現状(R2)	現状(R3)
①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進	定性的目標	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係性を定めている学校65.5%	73.8%
②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実	研修参加者の満足度90%以上	97.0% (R1)	97.0%
③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成	人権教育学習資料の活用率の増加	71.2%	69.3%

実現目標

現状と課題

各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」(以下、「基本方針」)や新しい「人権教育推進プラン」(以下、「推進プラン」)との関係を定めている学校の割合は、令和2年度から8.3ポイント上昇しており、平成31年3月に「推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各種教職員研修における参加者の満足度は97.0%と、目標を大きく上回った。人権教育学習資料集『なかまとともに』(以下、『なかまとともに』)の活用率は、令和2年度から1.9ポイント下がっている。

人権に関する課題は多様化・複雑化しており、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっていることを踏まえ、人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。

No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値
①	「人権教育についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数50回以上	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数36回
①	ライフステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。	研修参加者の満足度90%以上	研修参加者の満足度97.0%
②	すべての学校で部落問題学習を展開するための教職員向けリーフレットを活用した研修を実施する。	研修へ参加する学校の割合90%以上	41.3%
①	部落問題学習の具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し県内の全小学校に配布する。	県内全小学校への資料配布	県内全小学校への資料配布
②			
③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。	「なかまとともに」活用率75%以上	69.3%

令和3年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

成果と今後の展開

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、学校等への指導主事派遣数は少なかったが、ライフステージに応じた各種研修を通じて「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容の講義等を実施した。また、指導助言等において『なかまとともに』に掲載されている教材の紹介や、教材に即したワークシートの提供等を行った。今後、学校訪問や各種研修講座において、より多くの学校において「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育が推進されるよう、「推進プラン」に即した指導助言を行うための指導主事派遣に取り組む。あわせて、『なかまとともに』の活用が進むよう、教材の紹介はもとより、展開例やワークシート等を積極的に提示する。全ての学校、教職員が部落差別についての理解を深め、その解消に向けた教育内容の創造を図るためのリーフレットを作成・配付するとともに、リーフレットを活用した教職員研修を3回実施した。今後、学校における部落問題学習の更なる充実・発展を図るために、具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し、活用についての研修を実施する。

## 5

## 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

## (2) いじめ・不登校等への対策

	No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	現状(R3)
	実現目標	①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底	定性的目標	方針の周知
	②	「いじめ防止強化月間」の取組推進	定性的目標	県立学校における試行的実施	県立学校における実施
	③	不登校児童生徒に対する学習の支援	定性的目標	—	支援の開始
現状と課題	<p>平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止対策を更に強化・推進する必要がある。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。</p>				
令和3年度の取組	No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
	②	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し	県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の改定	
	①	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施	
	②				
No.は実現目標のNo.と対応	①	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 解消率80%以上	1,000人あたりの認知件数全国平均以上 R2解消率 県73.5% (全国77.4%)	
	②				
	③	不登校児童生徒に対して、オンライン等を活用した学習支援に係る教材を開発する。	開発した教材を活用した学習プログラムの作成及び実施	4教科73本の教材を作成し13人に実施	
成果と今後の展開	<p>「奈良県いじめ防止基本方針」の周知を行い、県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。令和3年度末現在、多くの県立学校で方針の改定を終えたところである。保護者や地域住民が容易に内容を確認できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校Webサイトに掲載するなど、引き続き全ての県立学校で改定されるよう取り組んでいく。</p> <p>また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施したことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向けた取組を推進していく。</p> <p>さらに、オンライン等を活用した学習支援については、4教科73本の教材を作成し、学習に不安を抱える不登校児童生徒へ支援を行うことができた。今後、作成した教材を活用した学習プログラムを作成し、より多くの児童生徒の支援につなげていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意  価 見</p>	<p>■いじめ・不登校等への対応について いじめ・不登校等への対応は、子どもに対してしっかりと保障していくべき部分であり、今回の取組の中でも最も大切なところである。特に新型コロナウイルス感染症拡大を受け、今までとは異なる形のいじめ・不登校への対応が求められている。これらを認知の上で解消を図るため、また、学校が問題に感度を高めた取組をするために、県教育委員会ではどのような手立てや促進を図っているのか。</p>
---------------------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○いじめ・不登校等への対応について 早期発見・早期対応について、令和2年度の奈良県のいじめ認知件数は、1,000人当たり全国の39.7件に対して52.5件と非常に高い。認知することが非常に大事な第一歩であることを認識しながら進めている。令和3年度には例年6月30日に行っているいじめアンケートに加えて、12月もいじめやハラスメントのない学校にするために人権を確かめあうアンケートを実施した。令和4年度については、「こころと生活に関するアンケート」と「いじめに関するアンケート」を統合して、6月に「こころといじめのアンケート」を実施した。小学校3年生以上についてはオンラインで、1・2年生については質問紙を別途用意して分かりやすく質問した。 研修については、初任者から管理職までを対象にした研修講座を幅広く実施して、研修会では「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を使用して、より分かりやすく指導・助言を行っている。 スクールカウンセラーに関しては、本県において全ての公立中学校あるいは公立義務教育学校、県立高等学校の全校に配置し、公立小学校においても20校にスクールカウンセラーを配置し、配置していない学校に関しても、必要に応じて中学校区内で小学校からの相談に応じる体制を整えている。スクールソーシャルワーカーについては、現在、県教育委員会に9名配置し、学校及び市町村教育委員会に派遣をしている。早期発見・早期対応と同時にきめ細かな対応をしていくことで子どもたちに安心感を与え、また、気軽に相談してもらえるような環境づくりを今後も徹底していきたいと考えている。</p>
---------------------	---

## (3) 特別支援教育の推進

No.	取組内容	目標・目標値	現状	
			(R2)	(R3)
①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実	子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施
②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用	作成率の増加	個別の教育支援計画作成率70.5% 個別の指導計画作成率81.4%	個別の教育支援計画作成率85.4% 個別の指導計画作成率87.5%
③	特別支援教育に関する研修会の実施	実施回数の増加	研修を実施した小・中学校の割合75.5%	研修を実施した小・中学校の割合80.5%
※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率				
現状と課題	<p>子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を提示し、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えた。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、主体的に取り組めるよう事前学習を行うなどして内容の充実が図られている。</p> <p>通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。個別の教育支援計画の作成率は令和2年度から14.9ポイント、個別の指導計画の作成率は令和2年度から6.1ポイント上昇した。</p> <p>特別支援教育に関する研修会を実施した小・中学校は令和2年度から5.0ポイント上昇した。全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるとともに、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能を強化するため、さらに研修等の充実を図ることが必要である。</p>			
No.	取組内容	R3目標・目標値	R3現状値	
①	活動のねらいや内容等について理解を深める事前学習や、活動を振り返り児童生徒の相互理解に係る事後学習に取り組む。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした事前・事後学習の実施	特別支援学校教員等による障害特性の理解を深めるための事前学習等の実施	
②	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 70.5%→85.4 (R2)(R3)  個別の指導計画作成率 81.4%→87.5% (R2)(R3)	
③	特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校）の増加	研修を実施した小・中・高等学校の割合 72.7%→76.2% (R2)(R3)	

令和3年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

<p>成果と今後の展開</p>	<p>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒または、教員を対象に、障害特性の理解を深めるための事前学習等を行うことができた。今後も計画的に交流及び共同学習の機会を設け、さらに、児童生徒同士が相互理解して互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう活動内容の充実を図っていく。</p> <p>障害のあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。</p>
-----------------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■特別支援教育の推進における評価と今後の展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流及び共同学習の実施にあたり、事前学習を行うことは達成されていると思うが、「内容の充実」に向けてその取組の評価は行われているのか。</li> <li>・事前学習の取組の評価を行う、また事後学習を通じての意識や行動の変容を見ていくことも今後必要だと考える。</li> </ul> <p>■個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく」とあるがどのようなことを予定しているのか。</li> <li>・GIGA端末などを効果的に活用し、学びの履歴などを参考に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に生かしていくなどの取組も可能性があると考え。記録装置としての活用や、どこに困難を感じているのかということを見ていく際に有効であると思う。それを見るために、こういったところで記録を残させるのかという発想で考え、進めていくことが重要であると思う。</li> </ul> <p>■研修会の成果について</p> <p>「研修会等で交流及び共同学習の意義を伝えた」とあるが、反応はどうだったのか、どのような要望があったのか。加えて、それらの意見をどのように生かしていくのかということが重要である。</p> <p>■「全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深める」ために</p> <p>小学校教員が通級指導に関わるなどの教員の異動はあるのか。</p> <p>■特別支援教育の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒または、教員を対象に、障害特性の理解を深めるための事前学習等を行うことができたとあるが、特別支援学校の教員は足りているのか。また、そのような時間があるのか。</li> <li>・特別支援学校の教員が出向くよりも、小・中学校の教員が特別支援学校に出向き、研修する方が効率的だと思う。</li> </ul>
----------------	---

県教委の  
考え方

○特別支援教育の推進における評価と今後の展開について

事前学習後の小・中学校の児童生徒から「ちょっとした支援で自分にもできることがあることを知った。」等の意見があった。小・中学校の児童生徒が、事前学習を基に特別支援学校の児童生徒と一緒に楽しめる活動を企画したり、特別支援学校の児童生徒が好きなキャラクターや動物の絵を描いた手作りの道具を準備したりする工夫があり、事前学習の取組が内容の充実に繋がっていると考えている。

○個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について

特別支援教育担当者連絡協議会等において、市町村教育委員会に対し個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用の意義を確認したり、中学校から高等学校へ進学する生徒への支援を切れ目なく行うために個別の指導計画等の引継ぎを実施するよう通知したりしている。また、指導主事や特別支援教育巡回アドバイザーによる学校訪問等を行い、個々の教育的ニーズに合わせた個別の指導計画等の作成や活用について具体的な助言を行っていく。

○研修会の成果について

研修会後のアンケート調査では「交流及び共同学習は組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要で、心のバリアフリーの実現に向けて大きな意義がある。」「交流及び共同学習の事例を参考にして取り組みたい。」等の意見があり、各校において、研修会で学んだことを生かして交流及び共同学習の実践につなげていくことができると考えており、今後も実践事例の共有を図っていきたいと考えている。

市町村教育委員会の特別支援教育担当者や初任者、2年目の教員を中心に交流及び共同学習についての研修を行っている。研修では、障害種別で実践事例等を紹介するなどし、初任者や2年目の教員も実践しやすいよう工夫している。「事前学習で互いを知り、障害の特性の理解を深めて交流及び共同学習を行うことや、交流及び共同学習を実施した後の事後学習では成果を振り返り、課題を挙げて次回に繋げていくこと等、事前・事後学習の重要性を踏まえて取り組みたい。」等の意見が多数あった。

○「全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深める」ために

小学校で通常の学級を担当していた教員が、特別支援学級や通級による指導の担当になることがある。通級による指導を受けている児童生徒にとって、通常の学級においても学びを充実させることが重要であるため、全教職員の共通理解が必要であると考えている。

○特別支援教育の研修について

特別支援学校はセンター的な役割も担っており、これまでも、地域の小・中学校の教員等を対象に研修会等を実施している。

小・中学校の教員が特別支援学校に出向いて研修会等を実施することもある。

## (4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

No.	取組内容	目標・目標値	現状(R2)	
			現状(R2)	現状(R3)
実現目標	① 一人一人に応じた日本語指導の実施	定性的目標	教職員対象の研修 年2回開催	年2回
	② 多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実	満足度 90%以上	98.4%	97.5%
現状と課題	<p>一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を、令和2年度と同じく2回実施した。また、多文化共生の考え方に基づく教育や日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は97.5%であり、令和2年度をわずかに下回った。今後、一層加速するグローバル化の流れを鑑みると、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。</p>			
No.	取組内容	R3目標・目標値		R3現状値
		R3目標・目標値	R3現状値	
令和3年度の取組  No.は実現目標のNo.と対応	① 自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。	派遣時間数 200時間以上	128時間	
	① 教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上	97.5%	
	① 地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。	研修参加者のべ150人以上	51人	
	② 各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。(再掲)	「なかまとともに」 活用率75%以上	69.3%	
成果と今後の展開	<p>地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受入れ人数の増員を図るため、既存の日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師(日本語教師)をのべ128時間派遣した。今後、外国人の入国制限緩和により、奈良県においても外国人人数が増加することを想定し、既存の日本語教室に対する講師(日本語教師)派遣時間数を増やし、日本語教室の生徒の日本語学習機会を確保する。</p> <p>日本語指導者(ボランティア含む)の指導力の向上、ひいては地域日本語教室の質の向上を図るため、指導者育成研修を4回実施、参加者はのべ51人であった。今後は、受講対象者を教職員にも拡大し、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した研修を構築していく。あわせて『なかまとともに』を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■日本語指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域日本語教室における人材不足を解消」と関わって、支援環境としてICTの翻訳機能の活用などは考えているのか。</li> <li>・人材不足が課題である場合、支援環境や学習環境（教材にサブタイトルを入れるものを用意する）などできるところから進めていくこともあるのではないかと。</li> </ul> <p>■多文化理解の教育について</p> <p>日本語を指導することと、日本文化に馴染んでもらうこと以外に、外国に繋がりのある子どもたちも持っている文化を、日本の子どもたちがどう理解していくか、相手の文化をどのように学ぶかという点についても今後、検討していただきたい。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○日本語指導について</p> <p>これまでに、県の補助金（奈良県「子どもの学び場づくり」支援事業補助金、平成30年度まで）を活用して翻訳・音声機能付き電子辞書を購入し、日本語指導に活用している地域日本語教室があることは把握しているが、学習者と実際に対話しながら指導することの効果にも鑑みて、県では、日本語を指導できる人材の育成を目的とした施策（専門講師の派遣、指導者育成研修の実施、相談窓口の設置など）を展開している。</p> <p>今後も県内の地域日本語教室等の実態の把握に努め、適切な支援の在り方について検討していく。</p> <p>○多文化理解の教育について</p> <p>現在、地域日本語教育については、「生活者としての外国人」のための日本語教育体制整備事業を実施している。地域の日本語教室への専門講師の派遣、指導者育成研修の実施、相談窓口の設置等、学習する生徒と実際に様々な対話を通して指導できる人材の育成を進めている。</p> <p>これまでも地域の日本語教室等において、互いを尊重し合える場づくりに取り組んできたが、多様な文化の相互理解等、共生社会の実現に向け、学校教育あるいは社会教育、地域教育に関わって適切な支援の在り方を検討したいと考えている。</p>
---------------------	--

## IV 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜 粋

### （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

## 奈良県教育委員会点検・評価実施要領

### (目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

### (点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

### (推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課(室)長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課(室)及び教育研究所の課(室)長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

### (点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課(室)及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、教育政策推進課がテーマに関係する課(室)及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

### (点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

### (第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

### (点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

### (点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載するほか、リーフレット「学校教育の充実のために」にも概要を掲載し公表する。

### (その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 教育評価支援委員会設置要綱

### (設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

### (組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策推進課において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。